平成 28 年 12 月 5 日

橿原市長　森 下　豊　殿

橿原市廃棄物減量等推進審議会
会 長　川 上　勇

ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方について（最終答申）

平成 27 年 7 月 21 日付け橿環企第 7297 号をもって、本審議会に諮問のあった「ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方について」、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方について

最終答申

平成 28 年 12 月

橿原市廃棄物減量等推進審議会

＜ 目 次 ＞

はじめに 1

１．　ごみ処理の現状と課題 2

（１）　ごみの減量と資源化の施策 2

（２）　ごみの排出量と資源化率 2

（３）　ごみ処理経費 2

（４）　ごみの分別・収集体系 3

（５）　社会的ニーズの高まり 3

２．　市民の意見聴取 4

（１）　市民アンケート 4

（２）　地区別説明会 6

３．　基本方針 8

４．　具体的な取り組み 9

（１）　多様なニーズに対応した収集体制の構築 9

（２）　ごみ減量・資源化に向けた新たな取り組み 10

（３）　地域活動の活性化に向けた新たな取り組み 10

５．　課題・留意点 12

おわりに 13

資 料 編 14

【資料１】　諮問書 15

【資料２】　橿原市のごみ処理の現状 17

【資料３】　県内他市の収集体系一覧 18

【資料４】　雑がみの分別回収の導入 19

【資料５】　集団回収の促進 20

【資料６】　橿原市廃棄物減量等推進審議会　委員名簿 21

【資料７】　審議の経過 22

はじめに

橿原市廃棄物減量等推進審議会（以下「本審議会」という。）は、平成 27 年 7 月 21 日に「ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方」について橿原市長から諮問を受けた。

近年における少子高齢化の進展に伴う社会情勢の変化や上位計画が指し示す方向性など、橿原市のごみ処理事業は新たな転換期に差し掛かっており、市民・事業者・行政の各主体が協働して、それぞれの責任と役割においてごみの発生の少ない循環型社会づくりを推進する具体的な方策が求められている。

また、平成 28 年 11 月には「京都議定書」に続く温暖化対策の国際合意である「パリ協定」が発効するなど、温室効果ガス排出量の削減や資源効率性の向上等、地球規模での環境への制限は、今後ますます厳しいものになっていくものと考えられる。

一方、橿原市においては、平成 22 年 3 月に改定した「橿原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・資源化、適正処理を推進するための様々な施策を展開されてきたが、未だ充分な目標の達成には至っていない。

このようなことから、本審議会では、諮問事項のうち喫緊の課題として意見が求められた、粗大ごみのリクエスト収集をはじめとする「多様なニーズに対応した収集体制の構築」について、平成 28 年 3 月に一次答申をまとめ市長に提出した。その後、「ごみ減量･資源化に向けた新たな取り組み」及び「地域活動の活性化に向けた新たな取り組み」の観点からも慎重に審議を重ね、ここに最終答申を取りまとめるに至った。

橿原市においては、本答申の趣旨や内容を十分に尊重され、必要な施策を講じることにより、更なるごみの減量・資源化の推進に取り組まれることを期待する。

平成 28 年 12 月
橿原市廃棄物減量等推進審議会
会　長　　川　上　　勇

１．　ごみ処理の現状と課題

（１）　ごみの減量と資源化の施策

一般廃棄物の処理は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に各市町村が担う固有事務として、全国の市町村において、地域特性に応じた独自の取り組みが進められている。

橿原市では、ごみ減量に寄与する施策として、平成 13 年 7 月には処理施設への持込料金の改定、平成 15 年 4 月には家庭廃棄物の有料指定袋制度を導入し、平成 22 年 3 月には「橿原市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行い、資源集団回収などの市民協働事業、生ごみ堆肥化処理に対する支援、エコショップ認定制度、事業系ごみの適正排出の指導など普及啓発活動にも努め、ごみの減量・資源化を推進するための様々な施策を展開されてきた。橿原市においては、これらの施策の進行管理を行うとともに、適切な評価や見直しを行われてきたが、全国的な水準と比較すると未だ充分な目標の達成には至っていない。

（２）　ごみの排出量と資源化率

橿原市のごみ総排出量は、平成 25 年度実績において 46,074 トン/年（資源集団回収量を含む)、市民 1 人 1 日あたりの排出量では 1,007g/人日となり、全国平均をやや上回る。家庭系ごみについては、有料指定袋制度などにより排出量が抑制されているものの、比較的順調に減少していた平成 21 年度頃までの状況に比べ､近年は減少率が鈍化している｡一方、粗大ごみの排出量は、全国平均の約 1.7 倍と非常に多く、未だ排出抑制が達成されている状況にはない。また、事業系ごみの排出量は平成 18 年度以降増加傾向にあり、近年では全国平均を大きく上回っている。こうしたことから総排出量が、全国平均や類似団体をやや上回っており、実態に即した更なる減量の取り組みが求められている。

資源化については、平成 17 年度のリサイクル率をピークに、現在は 12%程度と全国平均の半分程度まで落ち込んでいる｡特に､持ち去り行為などによる古紙類の減少率は著しく、リサイクル率低迷の主因となっているが、持ち去り行為を抑止するだけに留まらず、ごみの減量と資源化を両立する新たな施策の展開が必要である。

（３）　ごみ処理経費

橿原市のごみ処理経費は、平成 26 年度実績において歳出額が約 20.8 億円/年と市の一般会計歳出総額の約 5%を占めている。一方、歳入額は約 7.5 億円/年であり、約 13.3 億円/年の財政負担が生じている。また、歳出額を基礎としたごみ 1 トンあたりの処理原価は 40,725 円/トン、市民 1 人あたりの処理原価は 15,545 円/人である。

近年、全国の自治体において財政状況が逼迫するなかで、公共施設の建設・運営に民間

の資金とノウハウを活用するPPP（Public-Private-Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ/官民連携）の考え方が広がっている。橿原市においても、ごみ処理施設の長期包括運営委託を導入するなど、公共サービスの質の向上と効率化に努められているが、将来における税収減少も見据え、限られた財源のなかで行政サービスの質を高めつつ、効率・効果的な事業運営を行っていくことが求められている。

（４）　ごみの分別・収集体系

橿原市では平成15年4月より、現在の「①可燃ごみ」「②不燃物」「③粗大ごみ」「④かん・びん類」「⑤ペットボトル・プラスチックボトル」「⑥新聞」「⑦雑誌」「⑧段ボール」（以下⑥～⑧を「古紙類」という。）「⑨有害物」の9種類に分別・収集が行われている。このうち「可燃ごみ」「かん・びん類」「古紙類」を戸別収集、「不燃物」「粗大ごみ」「ペットボトル・プラスチックボトル」「有害物」をごみ集積所で収集されている。

奈良県内をみると、戸別収集、ステーション収集、ごみ集積所など地域特性に応じた様々な収集方法が採用されている。県内12市中、可燃ごみの処理を有料とする自治体は7市（橿原市を含む。）、粗大ごみのリクエスト収集を導入する自治体は8市（うち有料は4市）、古紙類を行政回収せずに、地域の集団回収方式に一元化している自治体は3市となっている。

橿原市においても、少子高齢化等の影響により緩やかに増加していた人口が減少に転じる傾向が見られ、ごみの分別や集積所までの運び出しが困難となる世帯の増加が予想されている。今後の行財政運営を考える上では、少子高齢化の進展への備えは急務であり、社会構造の変化に応じた持続可能な収集システムを構築していく必要がある。

（５）　社会的ニーズの高まり

ごみの収集は公民連携のもと、ごみ集積所を利用する地域住民の協力により適切な管理が行われてきた。しかしながら、近年の生活様式や価値観の多様化等の影響により自治会への未加入世帯や活動参加に消極的な世帯が増加するなか、資源物の持ち去り行為の横行、不適正排出や不法投棄の対応などの様々な問題を抱えており、各地区において早朝から長時間にわたって立哨等の管理が行われている。また、高齢者の単身世帯の増加に伴い、遺品や廃棄物が未処理のまま宅内に残置される事例も発生しており、排出者による粗大ごみの分解・分別等の前処理やごみ集積所への運び出しなどの作業が、市民にとって非常に大きな負担となっていくものと考えられる。

こうした社会的ニーズの変化に柔軟に対応するためには、市民・事業者・行政が相互に連携・協力し、それぞれの役割と責任を補完し合う新たな仕組みづくりが必要である。

２．　市民の意見聴取

（１）　市民アンケート

１）　調査概要

調査は、ごみの減量・資源化に向けた取り組みや収集体系の見直しなどについて、今後の施策展開の基礎資料とするために実施された。その概要は次のとおりである。

調査対象	橿原市内に居住する 18 歳以上の男女
標 本 数	1,500 人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配票、回収（無記名）、多項目選択式
調査期間	平成 28 年 1 月 22 日（金）～2 月 10 日（水）

２）　回収結果

標本数	返送数※	有効回答数	有効回収率
1,500	2	682	45.5%

※　返送数とは宛先不明等で返送された調査票をいう。有効回収率は「有効回答数／（標本数－返送数）×100」

３）　市民アンケート調査結果の概要

①　回答者の属性

- 回答者の性別は、「女性」が全体の 6 割以上を占める。
- 回答者の年代は、各年代に分布しているが「60 代」以上が全体の約 5 割を占める。一方で「30 代」以下は全体の約 2 割とやや少ない。
- 回答者の居住地区は、「真菅地区」が約 2 割と最も多く、次いで「畝傍地区」「耳成地区」が比較的多い。その他の地区は 1 割未満であり、おおむね町丁別の人口比率に類似している。
- 回答者の家族構成は、「夫婦と子ども（2 世代世帯）」が約 4 割と最も多く、「夫婦のみ」「単身」と併せて、核家族が全体の約 8 割を占める。「親と夫婦と子ども（3 世代世帯）」は約 1 割である。
- 回答者の住居形態は、「一戸建て（持家）」が全体の 7 割以上を占め、次いで「集合住宅（分譲）」「集合住宅（借家）」が全体の約 2 割である。
- 回答者の自治会（管理組合）への加入状況は、「加入している」が全体の約 9 割を占

め、回答者の多くが自治会（管理組合）に加入している。

②　ごみの減量や資源化などの取り組み状況

- 市が実施しているごみの減量・資源化に向けた取り組みについては、「よく知っている」または「いくらか知っている」が全体の 7 割以上を占める。
- 日常的にごみを減らす工夫については、「大いに工夫している」または「たまに工夫している」が全体の 8 割以上を占める。
- 可燃ごみ（指定袋 45L 相当）の排出量については、「2 袋/週」以下の割合が全体の 9 割以上を占める。
- 具体的なごみの減量・資源化の実践状況については、「分別の徹底」が最も多く、次いで「市の分別回収の利用」「生ごみの水切り」「食材の使いきり」などの割合が高い。一方で「生ごみの堆肥化」「エコショップの利用」「小型家電等の拠点回収の利用」については、実践割合が低い。
- 今後に希望する取り組みについては、「不法投棄等の対策強化」が最も多く、次いで「再使用（リユース）の促進」「紙ごみ（雑がみ）の資源化」「持ち去りに対する規制強化」「学校などでの環境教育の推進」「生ごみの資源化」などが重視されている。

③　ごみの収集体系の見直しについて

- 全ての品目を対象に戸別収集を拡充することについては、「排出者の責任感が増す」が最も多く、次いで「排出場所が近く便利になる」「集積所の管理に伴う負担や問題が減る」「不法投棄がされにくくなる」などの割合が高い。一方で「いたずら・盗難・事故が気になる」「ごみ処理経費がかさむ」といった割合も高い。
- 各品目の収集頻度については、おおむね 8 割以上の回答者が「ちょうど良い」と感じているが、ペットボトル・プラボトルの収集頻度は、「増やしたほうが良い」との回答が 2 割程度ある。
- 粗大ごみ有料化の必要性については、「大いに思う」「少し思う」など一定の理解を示す割合がある。一方で「全く思わない」は約 2 割である。
- 粗大ごみの有料化に伴う排出抑制については、「必ず行う」または「たぶん行う」が 5 割を超える。一方で「あまり行わない」または「全く行わない」は約 3 割である。
- 粗大ごみのリクエスト収集において希望する仕組みについては、「処理困難物の回収」が最も多く、次いで「収集日や時間帯の希望」「分別事典等による案内」「宅内からの運び出し」などが重視されている。

（２）　地区別説明会

橿原市では、本審議会における審議内容をもとにごみの収集体系の見直しについて、平成 27 年 12 月から平成 28 年 10 月にかけて市内各地区の自治委員を対象に地区別説明会を行ない、次のような意見が寄せられている。

①　収集体系の見直しについて

・ 資源物の持ち去り行為や不用品回収に対する対策を講じるべきである。
・ 集合住宅や狭あい地区でも玄関先などでの戸別収集に応じるべきである。
・ 新たな袋を購入する分、市民の負担が増加する。
・ 不燃物の袋収集は破れ等が生じる恐れがある。
・ 戸別収集によりガラスや金属等が通学路に排出されるので児童に危険が伴う。
・ ごみ集積所を廃止することで市民の負担が軽減される。
・ ごみ集積所で培われた地域のコミュニティが失われ、自治会離れが加速する。
・ ごみ集積所がなくなると街の美観が損なわれる。
・ ごみ集積所の廃止にかかる費用について補助すべきである。
・ 排出作業の負担軽減のため、早期に新制度を導入すべきである。
・ 不法投棄対策を優先して行うべきである。
・ 収集体系の見直しにより経費が増加する。市民に協力を求め経費を削減すべきである。
・ 高齢者世帯などへのふれあい収集の仕組みはどうなるのか。
・ 制度導入の背景、趣旨、利点がわからない。
・ 具体的な導入時期、排出方法や頻度、変更に係る利点や欠点などを示すべきである。
・ 制度変更に際しては、自治会単位で説明会を開催すべきである。
・ 転入者や自治会未加入者に対して、制度の周知徹底を図るべきである。
・ 地区毎に戸別・集積所方式の選択や問題の対策などを行うべきである。
・ モデル地区を作って実証すべきである。

②　粗大ごみのリクエスト収集について

・ 高齢者世帯では、粗大ごみの分解・分別等の前処理は困難であり、原形で排出できるようにすべきである。敷地内からの運び出しについても対応を検討するべきである。
・ 粗大ごみの有料化により不法投棄やごみ屋敷が増加する。
・ 排出した粗大ごみが通行の妨げになる恐れがある。
・ 防犯カメラ設置に係る補助や警察とも連携し不法投棄対策を強化し、その処理を簡便にすべきである。
・ 新体制が軌道に乗るまではパトロールを強化するなど重点的な不法投棄対策を行うべきである。

・ 引越しや片付けなどの一時多量ごみについて対応策を講じるべきである。
・ 土日等の休日収集の実施など希望に応じるべきである。
・ リクエスト方式でも定日収集など収集効率を高めるべきである。
・ 制度変更に伴い分別ガイドブックや Q&A を作成のうえ配布すべきである。
・ 転入者に制度の周知徹底を図るべきである。
・ 有料化なら一施設で一括してごみを引取るなどサービス向上に努めるべきである。
・ リクエスト収集の具体的な仕組み、有料化の目的や詳細な料金体系を知りたい。
・ 有料化による財政効果を説明すべきである。
・ 有料化なら現行制度のままがよい。
・ 排出抑制や経費削減を目的とした有料化は行うべきではない。

３．　基本方針

橿原市のごみ処理の現状、市民アンケート及び地区別説明会での意見等を踏まえて慎重に審議した結果、「ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方について」の基本方針を以下のとおり提言する。

【基本方針】

- 少子高齢化の進展など社会構造の変化に伴う多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、利便性の向上と負担の軽減などを目指し、戸別収集の対象品目を拡充するなど収集体系の見直しを図る。

- 粗大ごみについては、ごみの減量・資源化や排出量に応じた費用負担の公平化などを目的として、有料による申告（リクエスト）方式の戸別収集の導入を進める。

- 天然資源の消費抑制や環境負荷の低減の観点に立ち、現に廃棄物として又は廃棄物に混在して排出されている有用資源の回収に積極的に努め、ごみの減量化と資源の循環利用を促進する。

- 地域活動の活性化に努め、市民・事業者・行政が相互に連携・協力し、それぞれの役割と責任を補完し合いながら廃棄物行政の円滑な推進を図る。

４．　具体的な取り組み

（１）　多様なニーズに対応した収集体制の構築

①　収集体系の見直し

橿原市においては、従来のごみ集積所による収集方法を見直し、戸別収集の対象品目を拡充するなど、社会的ニーズの変化に柔軟に対応することのできる新たな収集システムの構築に取り組まれたい。なお、集合住宅や狭あい地区については、各自治会や管理組合等との協議により、地域特性に応じた排出方法を定めるべきである。

戸別収集は、排出者の利便性の向上、負担の軽減、責任の明確化、分別の徹底、それに伴うごみの減量・資源化の促進などが期待される。一方で、収集効率の低下、地域公益活動の減少、環境負荷や収集経費の増大などの影響が考えられる。

収集体系の見直しに際しては、導入に係る問題点や費用対効果を検証のうえ、ごみの発生量に応じて収集頻度や人員体制を見直すなど、事業の効率化・最適化に努められたい。

②　粗大ごみのリクエスト収集

粗大ごみは、地域住民の協力のもとごみ集積所で収集されてきたが、高齢化社会の急速な進展、生活様式の変化に伴う廃棄物の多様化、さらには片付けや遺品整理等の多量廃棄物への対応などの新たな問題が生じており、その対応策が求められている。また、橿原市における粗大ごみの排出量は、全国的な水準と比較すると非常に多く、未だ利用可能なものも数多く排出されており、環境負荷を低減するためにも、再使用や長期使用を考慮した消費行動を促すなど、使い捨て型のライフスタイルを見直していかなければならない。その処理においては、破砕等の特別な処理工程を必要とするうえ、ごみの性状から多くを可燃ごみとともに焼却処理しており、可燃ごみに比べ単位重量あたり約 3 倍もの処理原価を要している。加えて、耐久消費財が中心である粗大ごみは、世帯間の排出頻度が大きく異なるが、排出量にかかわらず処理経費の多くを租税で負担しているため、市民は費用負担を認識しにくく、受益と負担に不均衡が生じやすい状況にあると言える。

このような状況を踏まえ、粗大ごみについては、高齢者等の排出困難者への支援、前処理やごみ集積所への運び出し等の負担の軽減、処理対象物の拡充、一時多量ごみの回収などを目指し、市民からの事前の申し込み（電話・Web など）により、対象となるごみを軒先や管理敷地内の道路に面した場所等で収集する申告（リクエスト）方式による戸別収集の導入を進めていくことが必要と考える。集合住宅や狭あい地区については、各自治会や管理組合等との協議により、地域特性に応じた排出方法を定めるべきである。また、制度の設計にあたっては、現行の問題解決だけに留まらず、ごみの減量・資源化等と併せて、循環型社会への転換を促進する一体的な制度としなければならない。そこで、本審議会は、ごみの減量・資源化の推進、排出量に応じた費用負担の公平化、市民の意識改革等を図る

ため、経済的インセンティブ（動機付け）を活用した粗大ごみの有料化を導入することが有効な施策と考える。

粗大ごみのリクエスト収集は福祉施策の充実にも期待されるものである。橿原市においては、その趣旨にかんがみ、将来にわたる社会構造の変化を見据え、着実な制度の移行に努められたい。有料化については、円滑な制度導入のため市民の負担感・受容性への配慮を行い、検討のうえ立案されたい。

（２）　ごみ減量・資源化に向けた新たな取り組み

①　雑がみの分別回収の導入

循環型社会の形成に向けて、天然資源の消費抑制や環境負荷を低減するため、廃棄物から有用資源を回収して循環利用する必要性が一層高まっている。

現在、橿原市における古紙回収品目は、新聞、雑誌、ダンボールの 3 種類のみであり、その他の紙類は可燃ごみとして焼却処理されている。資源として行政回収した古紙類は、古紙再生業者を通じて循環利用されてはいるものの、可燃ごみ中には依然として多くの紙ごみが混入している状況にあり、その量は、一年で約 1 万 4000 トンと推計される。その主なものは、菓子の空き箱や包装紙などのいわゆる「雑がみ」と呼ばれるものであり、これらを回収して循環利用する取り組みは、すでに多くの自治体で導入されている。資源の有効利用や焼却量の削減等、循環型社会の形成に多面的な寄与が期待されることから、橿原市においても雑がみの分別回収の導入を進められたい。

なお、新たに分別品目を増やすことで、市民の作業負担の増加や収集に伴う環境負荷・財政負担への影響が生じると考えられることから、導入に際しては、これらの影響が最小となるよう配慮されたい。また、古紙リサイクルの障害となる禁忌品について、専用のチラシやホームページを作成するなど、市民に分かりやすく丁寧な周知に努められたい。

（３）　地域活動の活性化に向けた新たな取り組み

①　集団回収の促進

自治会、子ども会、老人会、婦人会、PTA、福祉団体などの地域の団体が主体となって資源物を回収する「集団回収」は、ごみの減量・資源化に寄与する代表的な地域活動である。

橿原市では、新聞、雑誌、ダンボール、ミルクカートン、古繊維、アルミ缶等が集団回収の対象品目とされており、活動を支援する施策として、これらの品目の回収量に応じて報償金を交付する再資源集団回収報償金制度が導入されている。近年では集団回収量が行政回収量を上回る品目もあり、集団回収は資源の有効利用の点で重要な役割を担っている。

しかし、政令市や県下他市では更に活発な活動が展開されており、活動の重要性や可能

性に鑑み、橿原市においても更なる促進が望まれることから、次のことに取り組まれたい。

まず、集団回収は市民の『理解』と『協力』が前提となるため、市民の立場に立った分かりやすく丁寧な案内や説明に努め、周知啓発を積極的に行われたい。

次に、新たに集団回収を行おうとする市民が円滑に、また安心して集団回収を始められるよう、回収業者登録制を創設するなどの環境整備に努められたい。また、回収品の売却価格の変動に応じて再資源集団回収報償金制度の見直しを行うなど、集団回収活動が継続して行われるよう柔軟な対応を図られたい。

最後に、集団回収は希薄になりつつある地域コミュニティを活気づけ、市民の環境意識を向上させるなどの効果が期待できる活動である。市は、これらのメリットを最大限発揮させるために、関係部局と連携を図りながら施策を推進されたい。また、政令市をはじめ先進自治体では特徴ある様々な施策が展開されている。これらの先進的施策の研究・調査を積極的に行いつつ、市の地域特性を踏まえた施策立案に努められたい。

５．　課題・留意点

①　不法投棄・不適正排出や持ち去り行為への対策

粗大ごみの有料化により懸念される課題として、空き地や道路沿いへの不法投棄の増加、不適正排出ごみの発生、制度導入前の粗大ごみ排出量の増加などが見込まれる。また、行政回収に出された古紙類などの資源物を、無断で持ち去る行為も未だに後を絶たない。

橿原市においては、警察署とも連携して巡回等を実施されているが、更なる対策を求める意見も多く寄せられており、地域の実態把握に努めるとともに、制度導入に向けて対応策を講じていく必要がある。

②　一時多量ごみの収集運搬

近年、遺品整理や不用品回収など家庭から生じる廃棄物の収集処理体制に新たな課題が生じている。橿原市では、引越しや片付け、庭木の剪定など一度に多量排出されるごみの収集運搬については、原則として排出者自らが市の処理施設に直接搬入する方式を採用しているが、高齢化・人口減少社会の到来に備え、粗大ごみのリクエスト収集と併せて一時多量ごみに対応することのできる収集・処理システムの構築に早急に取り組む必要がある。

③　排出困難者、生活保護世帯等への支援

高齢者・障がい者などの排出困難者、生活保護世帯等への支援策については、地域の民生委員、自治会、関連するボランティア、行政における福祉部門と連携しながら、地域の実情に即した対応策を検討し、将来にわたって多様なニーズに対応することのできる具体的な施策を立案されたい。

④　制度変更に係る周知徹底

収集体系の見直しや雑がみの分別回収の導入により、各ごみの定義や排出方法に大きな変更が生じる。制度変更による混乱を避けるためには、行政は市民に対する丁寧な周知が必要となる。こうしたことから、ごみ分別ガイドブックの策定、市民説明会の開催、広報かしはらや市ホームページ等を活用した情報提供等により、制度導入の背景や目的を十分に説明し、市民への周知徹底を図られたい。また、説明会については、自治会（マンション管理組合等も含む）単位で開催するなど、きめ細やかに説明を行うことが望まれる。

⑤　事業効率化の推進

これからの廃棄物行政には、サービスの質を高めつつ、環境負荷の低減やごみ処理経費の削減を実現することが求められる。橿原市においては、近隣自治体との連携や民間事業者の活用なども視野に入れ、より効率的且つ合理的な事業運営を図られたい。

おわりに

本審議会は、諮問事項である「ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方について」を審議するに当たり、国が指し示す方向性やごみ処理の現状のみならず、市民の意見をも十分に参考にしながら進めてきた。その間、橿原市においては、各自治会に対して説明会を開催するなど、市民との対話を重視しながら今後のごみ処理政策について検討されている。

廃棄物行政は市民生活と密接に関わるものであり、市民の『理解』と『協力』が不可欠な協働事業である。橿原市においては、更なるごみの減量・資源化に向けて継続的な調査研究や検証を深めるとともに、今後も市民の意見や地域特性を十分に踏まえた事業を推進されるよう申し添える。

資 料 編

【資料１】　諮問書

橿　環　企　7297　号
平成 27 年 7 月 21 日

橿原市廃棄物減量等推進審議会
会　長　　川　上　　勇　　様

橿原市長　　森　下　　豊

ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方について（諮問）

橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第１０条の規定に基づき、下記について貴審議会に調査・審議を求めます。

記

諮問事項：ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方について

以上

（諮問の趣旨）

橿原市は、平成９年３月に「橿原市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の実現に向けてごみの減量・資源化に取り組んできました。ごみ減量に寄与する施策として平成13年７月には持込料金の改定、平成15年４月には家庭系一般廃棄物の有料指定袋制度を導入しました。また、平成22年３月には「橿原市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行い、資源集団回収などの市民協働事業、生ごみ堆肥化処理に対する支援、エコショップ認定制度、事業系ごみの適正排出の指導など普及啓発活動にも努め、ごみの減量・資源化を推進するための様々な施策を展開してきました。市では、これらの施策の進行管理を行うとともに、適切な評価や見直しを行ってきましたが、全国的な水準と比較すると未だ充分な減量・資源化の達成には至っていません。

一方、国では「第三次循環型社会形成推進基本計画」を平成25年５月に閣議決定し、リサイクルに比べ取組が遅れている２Ｒ（発生抑制、再使用）の取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、３Ｒ国際協力の推進など、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方向性が示されています。

また、平成25年度より「橿原市第三次総合計画」は後期基本計画へ移行し、廃棄物の減量化と適正処理を目標に、① ３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）の推進、② 収集運搬体制の整備、③ 不法投棄対策の推進、④ 廃棄物処理施設の管理と保全の適正化、⑤ 余熱利用の促進の５つの方針を掲げています。

こうした近年における社会情勢の変化や上位計画が指し示す方向性など、本市のごみ処理事業は新たな転換期に差し掛かっています。

このような経緯の中で、新たな市民ニーズに対応するために、「粗大ごみのリクエスト収集」について検討を開始しました。また、廃棄物処理に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担（受益者負担）の公平性を担保する観点から、リクエスト収集の有料化についても検討を重ねてきたところです。

本市におけるこれまでの取組状況や国等における廃棄物・環境政策の動向などを踏まえたうえで市民・事業者・行政が協働して、それぞれの責任・役割においてごみの発生の少ない循環型社会づくりを推進する具体的な方策が今、求められています。

つきましては、ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方とその収集処理体系について、幅広い観点から調査・審議をいただきたく、貴審議会に諮問いたします。

【資料２】　橿原市のごみ処理の現状

■ごみ処理状況（平成 26 年度実績）

No.	項目	数値	単位	内訳
①	区域内人口	124,489	人	平成 26 年度末人口
②	ごみ発生量	47,519	t	集団回収量(2,706t)を除く
③	総事業費（歳出）	2,084,270,837	円	
④	収入金額（歳入）	754,297,853	円	
⑤	（歳出）－（歳入）	1,329,972,984	円	③-④
⑥	ごみ1tあたりの原価	40,725	円/t	（③-その他の事業費）/②
⑦	人口1人当たりの原価	15,545	円/人	（③-その他の事業費）/①

【平成 27 年度第 2 回　配布資料より】

■他自治体との比較

・ごみ排出量は 1,007g/人日であり、全国平均よりもやや多い
・リサイクル率は 11.9%であり、全国平均を大きく下回っている

橿原市（平成 25 年度実績）			全　国（1742 市区町村）	全　国【10～50 万】（239 市）	類似団体【Ⅲ-1】（85 市）	近　畿【10～50 万】（39 市）	政 令 市（20 市）
ごみ排出量	総量（①+②）	1,007g/人日	972（1,293 位）	956（161 位）	989（60 位）	947（32 位）	996（ - ）
	①家庭系	657 g/人日	688（751 位）	688（76 位）	683（30 位）	647（24 位）	649（ - ）
	②事業系	351 g/人日	284（1,484 位）	268（191 位）	307（68 位）	300（32 位）	346（ - ）
リサイクル率（R'率）		11.9%	19.4（1,406 位）	20.2（219 位）	19.6（74 位）	15.9（33 位）	18.7（ - ）

【平成 27 年度第 1 回　配布資料より】

【資料３】　県内他市の収集体系一覧

■　県内 12 市の収集体系

・可燃ごみの処理を有料とする自治体は 7 市（大和高田市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、橿原市）

・粗大ごみのリクエスト収集を導入している自治体は 8 市（奈良市、大和高田市、天理市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市）

※下線＿は有料

	可燃ごみ	かん ビン類	古紙類	不燃物	PET ﾌﾟﾗﾎﾞﾄﾙ	有害物	粗大ごみ					
							ごみの条件	料金	受付時間	受付ｼｽﾃﾑ	申請方法	排出制限
橿原市	戸別 有料	戸別 無料	戸別 無料	集積所 無料	集積所 無料	集積所 無料	未実施 集積所・無料					
奈良市	ST 無料	ST 無料	集団回収	ST 無料	ST 無料	ﾘｸｴｽﾄ戸別 無料	品目例	無料	月～金 8:00～15:00	あり	電話・FAX	2 ヶ月に 1 回 6 点まで
大和高田市	戸別 有料	戸別 無料	戸別 無料	戸別 無料	戸別 無料	戸別 無料	指定袋に 入らないもの	品目 4 段階 （300～1200 円）	月～金 9:00～15:30	あり	電話	1 ヶ月に 1 回 3～5 点まで
大和郡山市	ST 無料	ST 無料	集団回収	ST 無料	ST 無料	集積所 無料	未実施 集積所（年 3 回）・無料					
天理市	ST 無料	ST 無料	ST 無料	ST 無料	ST 無料	ﾘｸｴｽﾄ戸別 無料	指定袋に 入らないもの	無料	月～金 9:00～17:00	あり	電話	1 ヶ月に 1 回 5 点まで
桜井市	戸別/ST 有料	戸別/ST 無料	戸別/ST 無料	戸別/ST 有料	戸別/ST 無料	戸別/ST 有料	指定袋に 入らないもの	品目 5 段階 （200～1500 円）	月～金 8:30～16:00	なし	電話	2 ヶ月に 1 回 4 点まで
五條市	ST 有料	ST 有料	ST 有料	ST 有料	ST 有料	ST 有料	品目例	500 円/個	月～金 9:00～16:00	なし	電話	制限なし
御所市	戸別 有料	集積所 無料	集積所 無料	集積所 無料	集積所 無料	集積所 無料	未実施 自治会・無料					
生駒市	ST 有料	ST 無料	集団回収	ﾘｸｴｽﾄ戸別 有料	ST 無料	ST 無料	指定袋に 入らないもの	300 円/個	月～土 8:00～16:00	あり	電話	1 ヶ月に 1 回 10 点まで
香芝市	ST 無料	ST 無料	ST 無料	ﾘｸｴｽﾄ戸別 無料	ST 無料	ST 無料	指定袋に 入らないもの	無料	月～金 9:00～16:00	あり	電話	1 ヶ月に 1 回 6 点まで
葛城市	ST 無料	ST 無料	ST 無料	ST 無料	ST 無料	ST 無料	品目例	無料	月～金 8:30～16:00	なし （e 古都なら）	電話・Web	1 週間に 1 回 5 点まで
宇陀市	戸別/ST 有料	戸別/ST 有料	戸別/ST 無料	戸別/ST 有料	戸別/ST 有料	戸別/ST 無料	未実施 集積所（年 3 回）・有料（100 円/個）					

【平成 27 年度第 2 回　配布資料より】

【資料４】　雑がみの分別回収の導入

■可燃ごみの成分

・可燃ごみ中には 38.73%の紙類が含まれており、一年で約 1 万 4000 トンの紙類が焼却処理されている

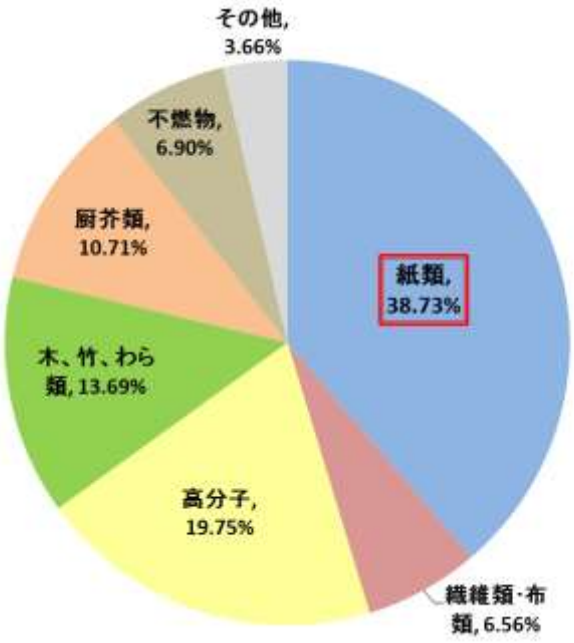

可燃ごみ排出量（H27 実績）	36,835.96t
可燃ごみ中の紙類の割合	38.73%
紙類の潜在量	14,266.57t

【平成 28 年度第 2 回　配布資料より】

■　回収方法の検討

項目	第一段階	第二段階
分別区分	雑誌と混ぜて回収する	雑がみのみを分別して回収する
排出方法	紙袋に入れるか、雑誌に挟み込んで排出する	雑がみのみを紙袋に入れて排出する
排出場所及び頻度	古紙類回収と同様（現在は月 1 回）	
再資源集団回収報償金の対応	交付対象として追加する	

【平成 28 年度第 2 回　配布資料より】

【資料５】　集団回収の促進

■　橿原市の集団回収の現状

実施団体数：１８１団体　　回収量：約２,５００トン　（平成 27 年度実績）

【平成 28 年度第３回　配布資料より】

■　他自治体との比較　（人口１人あたりの集団回収量・古紙集団回収率）

・全国平均を上回っているものの、政令市、奈良県平均を下回っている

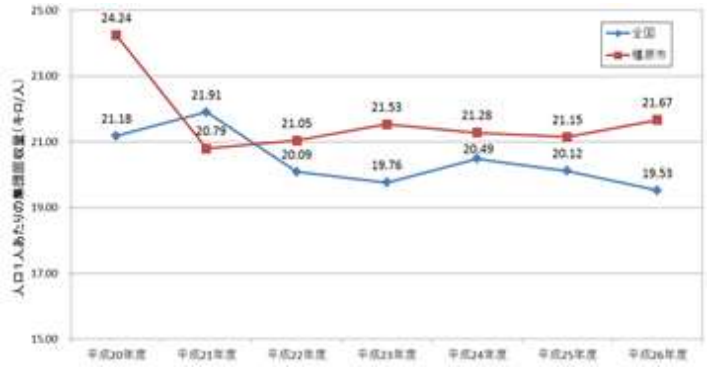

比較対象	人口１人あたりの集団回収量（キロ/人）
全国	19.53
政令市	28.83
奈良県	25.88
橿原市	21.67

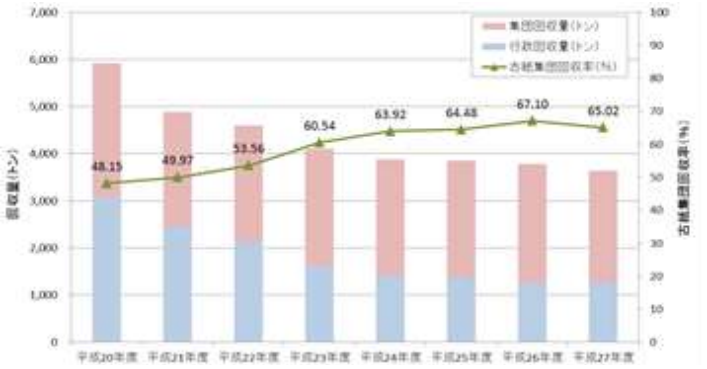

比較対象	古紙集団回収率（%）
全国	55.85
政令市	78.87
奈良県	75.75
橿原市	67.10

【平成 28 年度第３回　配布資料より】

【資料６】　橿原市廃棄物減量等推進審議会　委員名簿

（敬称略）

No	役職	区分	氏名	所属・役職等
1	会長	学識経験者	川上　勇	奈良学園大学　特別客員教授
2	副会長	市民代表	米田　勝彦	畝傍地区会長 （橿原市自治委員連合会　会長）
3	職務代理	市民代表	堀野　威	新沢地区会長 （橿原市自治委員連合会　副会長）
4	委員	関係団体代表	森本　俊一	橿原商工会議所　会頭 三和澱粉工業㈱　代表取締役会長
5	委員	関係団体代表	鶴田　隆昭	奈良県資源回収協同組合　東支部 ㈱鶴田商店　専務執行役員
6	委員	関係団体代表	高橋　一廣※1	橿原市大規模小売店舗 イオンリテール㈱イオン橿原店　人事総務課長
			上農　隆弘※1	橿原市大規模小売店舗 イオンリテール㈱イオン橿原店　人事総務課長
7	委員	関係団体代表	小西　洋子	橿原市地球温暖化対策地域協議会　会長
8	委員	市民代表	中上　綾子※2	耳成地区会長 （橿原市自治委員連合会　副会長）
			仲川　八郎※2	耳成地区会長 （橿原市自治委員連合会　理事）
9	委員	市民代表	北　皖一	多地区会長 （橿原市自治委員連合会　会計）
10	委員	市民代表	葛井　潔	八木地区会長 （橿原市自治委員連合会　顧問）
11	委員	市民代表	川口　貞夫	鴨公地区会長 （橿原市自治委員連合会　監事）
12	委員	市民代表	北吉　茂矩※2	香久山地区会長 （橿原市自治委員連合会　監事）
			砥出　武司※2	香久山地区会長 （橿原市自治委員連合会　理事）
13	委員	市民代表	中井　靖教	白橿地区会長 （橿原市自治委員連合会　顧問）
14	委員	市民代表	米川　憲久	今井地区会長 （橿原市自治委員連合会　監事）
15	委員	市民代表	吉原　徳三※2	真菅地区会長 （橿原市自治委員連合会　会計）
			尾田　増夫※2	真菅地区会長 （橿原市自治委員連合会　理事）
16	委員	市民代表	桝谷　佐千代	金橋地区会長 （橿原市自治委員連合会　副会長）
17	委員	市民代表	西尾　直※2	橿原市ＰＴＡ連合会　会長
			安田　昌弘※2	橿原市ＰＴＡ連合会　副会長
18	委員	市民代表	中村　雅光	公募市民

（所属等は委嘱中のもの）

※1　平成 28 年 10 月 5 日付で交代　　※2　平成 28 年 6 月 6 日付で交代

【資料７】　審議の経過

開催日・場所	内容
平成 27 年度第一回審議会 平成 27 年 7 月 21 日(火) 13:30～16:00 橿原市役所 西棟4階 第1会議室	**○ 会長、副会長、職務代理選出** **○ 諮問** 「ごみの減量・資源化に向けた今後の施策の在り方について」 **○ 審議** ・ ごみ処理事業の現状について ・ 新たな施策の展開について ・ 粗大ごみのリクエスト収集について ・ 今後のスケジュールについて
平成 27 年度第二回審議会 平成 27 年 11 月 6 日(金) 10:00～11:50 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰかしはら 3階 研修室	**○ 審議** ・ リクエスト収集導入に係る収集体系の見直しについて ・ その他
平成 27 年度第三回審議会 平成 27 年 12 月 1 日(火) 13:30～14:30 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰかしはら 3階 研修室	**○ 審議** ・ 粗大ごみリクエスト収集の仕組みについて ・ 市民の意見聴取について
平成 27 年度第四回審議会 平成 28 年 3 月 1 日(火) 13:30～15:00 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰかしはら 3階 研修室	**○ 審議** ・ 市民の意見聴取結果について ・ 一次答申(案)について ・ 今後の予定について
一次答申 平成 28 年 3 月 7 日(月) 橿原市役所　市長室	**○ 一次答申** 「多様なニーズに対応した収集体制の構築」

審議の経過　（つづき）

開催日・場所	内容
平成 28 年度第一回審議会 平成 28 年 7 月 19 日(火) 10:00～11:10 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰかしはら 3階 研修室	**○ 審議** ・ リクエスト収集の導入に向けた今後の課題について ・ 今後のスケジュールについて
平成 28 年度第二回審議会 平成 28 年 8 月 29 日(月) 10:00～11:30 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰかしはら 3階 研修室	**○ 審議** ・ ごみ減量･資源化に向けた新たな取り組みについて
平成 28 年度第三回審議会 平成 28 年 10 月 17 日(月) 10:00～11:10 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰかしはら 3階 研修室	**○ 審議** ・ 地域活動の活性化に向けた新たな取り組みについて
平成 28 年度第四回審議会 平成 28 年 11 月 25 日(金) 10:00～11:10 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰかしはら 3階 研修室	**○ 審議** ・ 最終答申(案)について ・ 今後の予定について

地区別説明会 平成 27 年 12 月 12 日(土)～ 平成 28 年 10 月 10 日(月) 各地区公民館	**○ ごみの収集体系の見直しについて** ・ 行政担当者による市内各地区別説明会 （のべ 11 回）
市民アンケート 平成 28 年 1 月 22 日(金)～ 平成 28 年 2 月 10 日(水)	**○ ごみの減量等に関するアンケート調査** ・ 任意抽出による市民 1,500 人を対象としたアンケート